

第5章

子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援事業計画に実施記載が求められている事業

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第60条の基本指針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。

①必須記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

②任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の公表

子ども・子育て支援法に基づき、本計画に具体的な実施計画を記載する事業は次のとおりです。

子どものための教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
施設型給付	(1) 利用者支援事業
幼稚園	(2) 地域子育て支援拠点事業
認定こども園	(3) 妊婦健康診査
保育園	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
地域型保育給付	(5) -1 養育支援訪問事業
小規模保育	(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)
家庭的保育	(6) 子育て短期支援事業
居宅訪問型保育	(7) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
事業所内保育	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には次の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、2号認定、3号認定を受けます。1号認定は、満3歳以上の保育を必要としない子どもです。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	認定こども園（教育利用）・幼稚園※
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園 小規模保育事業、家庭的保育事業

※施設型給付の対象となる施設として確認を受けた幼稚園

2 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、那須塩原市全域を一つの区域として設定します。なお、実際の運用に当たっては、それぞれの地域バランスを考えながら、事業の展開を図っていきます。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆平成31(2019)年4月1日の1号認定は958人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で601人と現在の利用よりも下回っています。

確保の内容

- ◆1号認定についてはニーズ量を確保できているため、必要量を継続して確保しつつ、余剰定員については2号認定へ変更し対応していきます。

(単位：人)

1号 教育認定 3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1号認定及び教育 ニーズの2号認定(A)	697	667	630	611	601
	広域受託(B)	175	175	175	175	175
	広域委託(C)	140	140	140	140	140
	(A+B) - (C)	732	702	665	646	636
② 確保方策	教育・保育施設	835	835	835	835	835
	新制度に移行しない 幼稚園 ^{※1} ^{※2}	280	280	280	280	280
②-①		383	413	450	469	479

※1 幼稚園で行っている一時預かりも含む。

※2 施設型給付の対象となる施設として確認を受けていない幼稚園

(2) 2号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆平成31(2019)年4月1日の2号認定は1,868人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で1,930人と現在の利用よりも上回っています。

確保の内容

- ◆幼児教育・保育の無償化により利用の増加が見込まれますが、1号認定と2号認定の利用定員を合わせると、今後の人口予測の児童数と同数以上の定員となるため、基本的には1号認定の余剰定員を2号認定へ変更し対応していきます。

(単位：人)

2号 保育認定 3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2号認定(A)	2,207	2,125	2,019	1,950	1,930
	広域受託(B)	95	95	95	95	95
	広域委託(C)	35	35	35	35	35
	(A+B) - (C)	2,267	2,185	2,079	2,010	1,990
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	2180	2,180	2,230	2,246	2,246
	地域型保育事業所					
	その他*	17	0	0	0	0
②-①		▲70	▲5	151	236	256

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

(3) 3号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆平成31(2019)年4月1日の3号認定は1,122人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で1,594人と現在の利用よりも上回っています。

確保の内容

- ◆不足する0歳児を中心にニーズへ応えるため、地域型保育事業所の設置を中心に整備を行います。
- ◆整備で間に合わない部分については、少子化による年少人口の減少も鑑み、既存施設の定員拡大による対応も行います。

(単位：人)

3号 保育認定 0歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3号認定(A)	330	327	322	317	313
	広域受託(B)	6	6	6	6	6
	広域委託(C)	11	11	11	11	11
	(A+B) - (C)	325	322	327	312	308
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	233	233	242	244	244
	地域型保育事業所	37	49	43	49	49
	その他*	7	0	0	0	0
②-①		▲48	▲40	▲32	▲19	▲15

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

(単位：人)

3号 保育認定 1～2歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3号認定(A)	1,025	1,018	998	982	968
	広域受託(B)	30	30	30	30	30
	広域委託(C)	40	40	40	40	40
	(A+B) - (C)	1,015	1,008	988	972	958
② 確保方策	教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	985	985	1,006	1,008	1,008
	地域型保育事業所	80	106	93	106	106
	その他*	19	0	0	0	0
②-①		69	83	111	142	156

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆「保育コンシェルジュ」として、特定型を本庁舎で実施、「子育てコンシェルジュ」として、基本型を西那須野庁舎及び子育てコミュニティ広場で実施しています。また、子育て世代包括支援センターである黒磯保健センターと西那須野保健センターの2箇所で母子保健型を実施しています。

確保の内容

- ◆今後も上記5箇所で継続して実施し、子育て家庭への相談や情報提供等を行っていきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	5	5	5	5	5
確保方策	箇所	5	5	5	5	5
基本型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	1	1	1	1	1
母子保健型	箇所	2	2	2	2	2
その他	箇所	0	0	0	0	0

※単位の「箇所」とは施設数のことです。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆市が設置や委託等をしている地域子育て支援拠点や、教育・保育施設、幼稚園、地域で行っている子育てサロンについては、平成30(2018)年の実績が計31箇所で年間の延べ利用人数は36,232人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で年間約47,000回と現在の利用よりも上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも上回っていることから、過去の実績に基づいた量の見込みを設定します。また、実施箇所についても実施頻度等により見直しを行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	35,008	35,676	35,449	35,253	35,068
確保方策	箇所	24	24	24	24	24
地域子育て支援拠点事業	箇所	9	9	9	9	9
その他	箇所	15	15	15	15	15

※単位の「人回」とは1回当たりの利用者数×利用回数（延べ回数）、「箇所」とは施設数のことです。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆平成 30(2018)年度の実績は妊娠届 815 件に対し、14 回目までの受診率は約 90%でした。

確保の内容

◆人口推計による出生数と転入者などによる影響を考慮して人数を算出し、妊婦 1 人当たりの健診回数を過去の平均から 12 回として設定します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	840	820	810	790	770
	健診回数	10,800	9,840	9,720	9,480	9,240
確保方策		実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 6 施設） 費用助成検診回数：14 回 検査項目：①体重、血圧、尿、超音波等（1～14 回） ②貧血、血糖、感染症等（適時） 実施時期：通年実施				

※単位の「人」は実人数のことです。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 2～3か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆平成 30(2018)年度の実績は、新生児 856 人全員に対し訪問を実施しています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、各年の 0 歳児の人口推計により設定します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	826	808	793	774	760
確保方策		実施体制：77 人 実施機関：市保健センター				

※単位の「人」は実人数のことです。

(5) -1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆平成30(2018)年度の実績は、実訪問件数 848 件、実訪問件数 1,652 件となっています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去5年間の実績を考慮して設定します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	900	900	900	900	900
	人日	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810
確保方策	実施体制：20人 中核機関：子ども・子育て総合センター 実施機関：子ども・子育て総合センター及び市保健センター					

※上記量の見込みには家事支援事業も含まれます。

(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

専門性強化に向けた研修会・講習会の開催や、連携強化に向けた情報共有・情報収集等を迅速に行うための取組等、より効果的な事業実施について総合的に検討します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等で短期間預かる事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆平成30(2018)年度の実績は市内2箇所及び市外1箇所で実施（ショートステイ事業）し、年間の延べ利用件数は142件となっています。（トワイライトステイ事業は未実施）
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で54人日と現在の利用よりも下回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも下回っていますが、過去の実績から量の見込みを設定いたします。また、トワイライトステイは今後の社会情勢やニーズを考慮しながら、今後の事業実施について検討します。

ショートステイ事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	165	165	165	165	165
確保方策	人日	165	165	165	165	165
	箇所	3	3	3	3	3

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

トワイライトステイ事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	-	-	-	-	-
確保方策	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を利用会員、児童の預かり等の援助を行うことを希望する者をサポート会員とし、利用会員とサポート会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆平成 30(2018)年度末の会員数の内訳は、利用会員が 280 人、サポート会員が 104 人、両方会員が 35 人で、平成 30(2018)年度の年間の活動件数が 1,519 件です。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和 6(2024)年度で高学年が 40 人日と現在の利用よりも下回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は実績より下回っているため、実績より会員数や利用実績の伸び率を勘案して量の見込みを設定します。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		人日	1,656	1,729	1,805	1,885	1,968
確保 方 策	病児・緊急対応強化事業	人日	-	-	-	-	-
	病児・緊急対応強化事業 を除く	人日	736	769	802	838	875
	就学後	人日	920	960	1,003	1,047	1,093
	施設数	箇所	1	1	1	1	1

※単位の「人日」とは1日の利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

量の見込みの算出根拠

- ◆平成30(2018)年度の認定こども園や幼稚園の在園児に対する預かり保育の年間の延べ利用件数は33,233件となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で約85,000件と、現在の利用を上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用より大きく上回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定による利用	人日	20,038	19,175	18,111	17,565	17,278
	2号認定による利用	人日	-	-	-	-	-
確保方策	在園児対象型	人日	20,038	19,175	18,111	17,565	17,278
		箇所	9	9	9	9	9

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）

量の見込みの算出根拠

- ◆平成30(2018)年度に保育園等で実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は年間の延べ利用2,979件（保育園等2,344件、ファミリー・サポート・センター635件）となっております。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で約27,000件と、現在の利用を上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用より大きく上回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	4,412	4,335	4,231	4,173	4,140
確保 方 策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	人日	3,676	3,566	3,429	3,335	3,265
		箇所	13	13	13	13	13
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化型事業を除く）	人日	736	769	802	838	875
		箇所	1	1	1	1	1
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	人日	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、教育・保育施設で保育を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠

- ◆平成 30(2018)年度の実績は年間の実利用人数が 489 人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和 6(2024)年度で 257 人と、現在の利用を下回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用より下回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	609	593	571	556	549
確保方策	人	609	593	571	556	549
	箇所	23	23	23	23	23

※単位の「人」は実人数、「箇所」とは施設数のことです。

(10) 病児・病後児保育事業

病院、教育・保育施設等に付設された専用スペース等において、病気の児童を看護師等が一時的に保育を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆平成30(2018)年度の実績は、病児保育を1箇所、病後児保育を2箇所で実施し、3箇所合計の年間の延べ利用件数は318件となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で3,955人と、現在の利用を上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用大幅に上回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	人日	856	856	856	856	856	
確保方策	人日	856	856	856	856	856	
	箇所	4	4	4	4	4	
	病児・病後児対応型	人日	616	616	616	616	616
		箇所	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	人日	240	240	240	240	240
		箇所	1	1	1	1	1
	非施設型（訪問型）	人日	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0
	（再掲）子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）	人日	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みの算出根拠

- ◆平成30(2018)年5月1日現在の入所児童数は、低学年で1,334人（公設879人・民設455人）です。高学年の入所利用数は421人（公設243人・民設178人）です。
- ◆ニーズ調査による利用意向は令和6(2024)年度で低学年1,362人日、高学年1,098人日と、現在の利用を上回っています。

確保の内容

- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用を大幅に上回っているため、過去の実績より量の見込みを設定します。

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公設	低学年	量の見込み	人	949	980	1,031	1,019	977
		確保方策	人	937	1,009	1,039	1,053	1,062
	高学年	量の見込み	人	541	566	583	553	535
		確保方策	人	535	582	587	572	582
私設	低学年	量の見込み	人	550	567	597	590	565
		確保方策	人	594	591	596	604	602
	高学年	量の見込み	人	312	327	337	320	309
		確保方策	人	338	341	336	328	330
合計		量の見込み	人	2,352	2,440	2,548	2,482	2,386
		確保方策	人	2,404	2,523	2,558	2,557	2,576

※単位の「人」は実人数のことです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園や幼稚園での給食費（副材料費）の補助を実施しています。その他の教材費や行事等における補助について実績はありません。

確保の内容

- ◆給食費については過去の実績を考慮して設定します。教材費・行事費等については過去の実績はありませんが、申請があった場合に備えて量の見込みを調整します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施計画	給食費（副材料費）	人	50	50	50	50	50	
	教材費 ・行事費等 （給食費以外）	1号認定	人	5	5	5	5	5
		2号認定	人	5	5	5	5	5
		3号認定	人	5	5	5	5	5

※単位の「人」は実人数のことです。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立の認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を促進する事業です。

量の見込みの算出根拠

◆平成30(2018)年度の実績については、地域型保育事業への巡回支援を行っています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去の実績を考慮して設定します。

新規参入施設等への巡回支援事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画	箇所	7	9	9	10	10

※単位の「箇所」とは施設数のことです。

認定こども園特別支援教育・保育経費	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画	人	1	1	1	1	1

※単位の「人」は実人数のことです。

5 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも平成 27(2015)年より幼稚園から認定こども園への移行が進み、また、新規の認定こども園が開園するなど普及が進んできました。

今後も教育・保育ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況等を総合的に勘案しながら、取組を進めていきます。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士等の合同研修会の実施を平成 27(2015)年度より実施してきましたが、今後も継続して実施し、子どもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行っていきます。

(3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整、連携、協働の体制を今後も整えていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定^{*}」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行っていきます。

^{*}子ども・子育て支援法第 30 条の 4 に定められる幼児教育・保育の無償化に伴い新設された認定区分。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

◆児童虐待防止対策の充実

虐待による痛ましい事件の報道などで児童虐待への認知度や理解度が高まってきており、虐待防止対策は今まで以上に取り組むことが求められています。

本市でも通報や相談については年々増加傾向にありますが、住民の最も近くにいる行政機関として、重要な役割が求められており、本計画内第4章で定めた児童虐待防止のための事業を今後進めるに当たり、子どもの権利擁護の観点も含めて、改めて本市の方針を示し、施策を推進していきます。

(1) 専門職雇用等による相談体制の強化

子どもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し適切な支援を行うため、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30(2018)年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連携会議決定。)に基づき、子ども・子育て総合センターを子ども家庭総合支援拠点として早期に位置付けを行い、児童福祉司や児童心理司など専門職の配置等、総合的な体制の充実強化を図ります。

(2) 虐待発生の予防、早期発見、早期対応

虐待の予防のためには各担当で実施している様々な施策を活用して早期に発見し、速やかに対応することが重要であるため、母子保健担当部局や教育・保育施設等、医療機関などと緊密な連携を図り、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めます。

(3) 児童相談所や警察等、関係機関との連携強化

児童相談所をはじめ、福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童対策地域協議会」において、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報共有を行い、関係機関で役割分担の下、支援を行うとともに、その状況を定期的に評価・確認を行っていきます。

これらの支援の調整を行うためには、子ども家庭総合支援拠点として専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保や育成が必要です。さらに、様々な研修・講習会等への参加などによる体制の強化及び資質の向上を図り、関係機関と緊密に連携しながら、地域で困難を抱える家庭を身近な所で見守り、細やかな支援を実施するためのネットワークの構築に努めます。